

臨海副都心における CO₂ 排出量の見える化業務委託

企画提案募集要領

1 委託件名

臨海副都心における CO₂ 排出量の見える化業務委託

2 委託概要

事業所における CO₂ 排出量等を算定・可視化するためのクラウドサービスを提供し、臨海副都心全体及び事業所ごとのエネルギー消費量及び CO₂ 排出量を算定・可視化する。

3 事業の目的

臨海副都心における CO₂ 排出量を把握・公表することにより、「臨海副都心カーボンニュートラル戦略」の目標達成に向けた進捗管理を行うとともに、各進出事業者による脱炭素化に向けた取組の一層の促進につなげる。

4 応募資格

本業務委託の応募者及び実施体制を構成する企業等は、次のいずれかに該当しないこと。

- (1) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条もしくは第 19 条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされているもの
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- (4) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの

5 委託期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6 事業提案額

本委託業務に係る提案額は、9,800 千円（税込）を上限とする。

7 質問事項の受付

本業務委託の仕様書及び募集要領に係る質問を受け付ける。

(1) 質問期間

令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）から 9 月 3 日（水曜日）正午まで

(2) 質問方法

下記「16 提出・問合せ先」に電子メールにより送付すること。

なお、送付後、電話で受信確認を行うこと。これはあくまでメールを送信したことを確

認するための電話連絡であり、電話での質問は一切受け付けない。上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

応募者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。

なお、質問がなかった場合には回答は行わない。

(4) 回答日

令和7年9月9日（火曜日）までに回答する。

8 辞退届

企画提案の応募を辞退する場合は、募集要領別紙2「辞退届」を令和7年9月24日（水曜日）正午までに下記「16 提出・問合せ先」に提出すること。

9 提出書類

(1) 応募関係書類

- ① 「臨海副都心におけるCO₂排出量の見える化業務委託」企画募集の応募について（様式1）
- ② 事業者概要書（様式2）
- ③ 決算書等（連結及び単独、直近3か年分）
- ④ 誓約書（様式3）

(2) 企画提案書類

⑤ 企画提案書

別紙「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）の記載順に、作成要領に記載された項目・内容を必ず記載すること。

様式は自由とするが、A4判の書面で、両面、カラー刷りとすること。

⑥ 見積書

費用の内訳を記載すること。

10 提出部数

各10部（ただし、⑤ 企画提案書については、PDFデータも併せて提出する。）

11 提出期日及び提出方法

(1) 提出期日 (1) 応募関係書類①～④ 令和7年9月9日（火曜日）

(2) 企画提案書類⑤、⑥ 令和7年9月24日（水曜日）

(2) 提出方法 持参または郵送により、下記提出場所へ提出すること

※ 持参による提出は、午前10時00分から午後5時00分までに必着とする。

※ 郵送の場合は書留によることとするが、期日を過ぎて到着したものは、理由の如何を問わず受け付けない。

12 事業者の選定

(1) 本事業の業務委託に当たっては、事業者選定委員会にて事業者を選定する。

- (2) 応募者の中から全ての提出書類の内容について総合的に審査した上で、決定する。
- (3) 事業者選定委員会の開催に先立ち、一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の会員を対象とした、見える化ツールのデモ操作体験会を開催するので、応募者は参加すること。デモ操作体験会では、応募者は操作方法等の説明、会員のデモ操作体験のサポートを行う。体験後は、事務局において会員にアンケートを行い、集計結果を事業者選定委員会に参考資料として提出する。
- (4) 事業者決定後、応募者全員に文書にて結果を通知する。なお、選定結果及び選定理由に関する問合せには一切応じない。また、審査過程は公表しない。
- (5) 事業者選定委員会は必要に応じて、応募者に対し、応募の内容について説明を求めることができる。

13 選定された提案の取扱い

- (1) 選定された企画の提案者と委託者の間で、別途委託契約を締結するものとする。
- (2) 採用された企画提案書は、委託者に帰属するものとする。また、受託者と協議の上、提案内容の一部を修正することができるものとする。

14 留意事項

以下の事項を了承の上、応募すること。

- (1) 応募にかかる企画提案書作成等費用は、応募事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合、応募は無効又は失格とする。また、契約後であっても応募内容に虚偽があった場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 本委託の見積書の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

15 スケジュール

令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）	募集要領、仕様書配布
令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）～ 9 月 3 日（水曜日）正午	質問受付
<u>令和 7 年 9 月 9 日（火曜日）</u>	<u>応募関係書類受付</u>
	質問への回答 ※ 1
令和 7 年 9 月 18 日（木曜日）午後	デモ操作体験会 ※ 2
令和 7 年 9 月 24 日（水曜日）	企画提案書等受付
令和 7 年 9 月 29 日（月曜日）	事業者選定委員会 ※ 2
令和 7 年 10 月 3 日（金曜日）	事業者選定結果通知

※ 1 新たに提供すべき情報が発生した場合は、質問への回答日（令和 7 年 9 月 9 日（火曜日））に併せて提供する。

※ 2 デモ操作体験会及び事業者選定委員会は、江東区青海二丁目 当協議会事務局にて実施予定（時間など詳細は、別途案内）。

16 提出・問合せ先

〒135-0064 東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル4階
一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会事務局 担当：中林・佐藤

電話：03-5530-3011 メールアドレス：h.nakabayashi@twca.or.jp（中林）
j.satoh@twca.or.jp（佐藤）

企画提案書作成要領

企画提案書については、別紙「委託仕様書」の内容を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

1 CO₂ 排出量の可視化支援

- (1) クラウドツールを用いた CO₂ 排出量の算定フローをわかりやすく示すこと。その際、仕様書記載の要件「複数拠点のエネルギー消費量・CO₂ 排出量を集計・表示する機能」、「排出量算定の対象に含められるエネルギー種」「エネルギー供給会社固有の排出係数の適用」及び「非化石証書等の調達量の排出量への反映」の内容を盛り込むこと。
また、算定した CO₂ 排出量の数値がどのようにツール上に表示されるかを示すこと。
- (2) クラウドツールの導入にあたって、協議会及び会員がツール利用開始前に行う手続きがあればそれを示すこと。
- (3) その他、協議会及び会員が行うデータインプットを省力化・効率化できる機能・工夫等、本委託の品質確保・向上に資する取組があれば提案すること。
- (4) 本業務委託契約が終了した後のデータ（クラウドツールに入力されたデータ及びツールから出力された算定結果等）の蓄積・引継ぎについて、提供可能な機能やサービスについて提案すること。
- (5) 情報・データ保全のための情報セキュリティ対策等について提案すること。

2 協議会に対する CO₂ 排出量の算定支援

クラウドツールを利用しない会員を含めた臨海副都心全体の CO₂ 排出量の推定フローを示すこと。その際、クラウドツールを利用しない会員の CO₂ 排出量の推定における計算方法を示すこと。

また、推定した CO₂ 排出量の数値がどのようにツール上に表示されるかを示すこと。

3 業務スケジュール

契約期間全体の業務スケジュールを示すこと。その際、2023 年度の臨海副都心全体の CO₂ 排出量の算定が完了する時期を示すこと。

4 その他

上記 1～3 のほか、本委託の事業目的である臨海副都心の脱炭素化に資する、提案者が提供可能な機能・サービスがあれば提案すること。